

大川広域行政組合職員懲戒委員会規程

〔平成17年 8月31日〕
訓 令 第 13 号

改正 平成22年 3月25日訓令第 3号 令和 6年 7月22日訓令第 4号

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による職員の懲戒処分の適正な執行を期するため、大川広域行政組合職員懲戒委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長には事務局長、副委員長には事務局次長、委員には管理者が必要と認める所属長にある者をもって充てる。

3 管理者は、必要と認めるときは、前項の規定によるもののほか職員又は構成市長の承認を得たうえで、構成市の職員のうちから適当と認める者を委員に任命することができる。

(会務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、自己が委員会の審議の対象になった場合、又は委員会の審議の対象となる者が委員に直接利害関係のある者である場合は、委員長が必要と認める場合以外において当該委員会に加わることができない。

(招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長又は副委員長及び委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の意見)

第5条 委員会において必要と認めるときは、付議事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(雑則)

第8条 消防の機関における懲戒委員会は別に設ける。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日訓令第3号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月22日訓令第4号）

この訓令は、決裁の日から施行する。